



島根県報

令和7年3月21日（金）

号外第28号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	12
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	13
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	38
一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	38
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	39
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	39
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	40

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第1号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の5第1項第3号中「条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める」を「職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年島根県人事委員会規則第1号）による改正前の職員の給与の支給に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）別表第5に掲げる」に、「同条の規定による」を「旧規則第11条の3第2項の規定により」に、「される」を「されていた」に改め、同項第4号及び第5号中「条例第9条の2の規定による」を「旧規則第11条の3第2項の規定により」に、「される」を「されていた」に改め、同条第2項中「もの。」を「もの」に改める。

第7条の2第1号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第8条を次のように改める。

第8条 新たに条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届により、その旨を速やかに所属長又は任命権者が別に定める者を経由して任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第9条第1項中「前条に規定する」を「前条第1項の規定による」に改め、「ならない」の次に「。同条第2項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第9条の2の次に次の1条を加える。

第9条の3 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第8条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第11条の4第2号中「条例第8条に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第8条第2項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第11条の7中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、「国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は特定一般地方独立行政法人等の職員であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第11条の8に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第11条の9中「ならない」の次に「。前条第3項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第11条の11中「欠くに至った日」の次に「（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

第12条の2第3項中「、第12条の10第1号並びに第12条の11の5第2号」を「並びに第12条の10第1号」に改める。

第12条の3中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第12条の11の10第1項第2号の職員たる要件を欠くに至った場合

第12条の4中「提示」の次に「又は第12条の11の10第1項第2号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第12条の6中「特別急行列車等」を「条例第10条第3項に規定する特別急行列車等（以下単に「特別急行列車等」という。）」に、「同じ」を「同じ。」に改める。

第12条の8第1項中「次項」の次に「及び第12条の10第2号」を加え、同項第1号中「第10条第7項」を「第10条第8項」に改める。

第12条の10第1号中「（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第12条の11の3を次のように改める。

第12条の11の3 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である職員（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限り、次号に掲げる者を除く。）

(2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用しないで通勤するものとした場合における自動車等の使用距離が50キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である職員（高速自動車国道等の有料の道路の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）

(3) 前各号に掲げる者のほか、交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるもの

第12条の11の4中「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「における次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第10条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第12条の11の5を次のように改める。

第12条の11の5 削除

第12条の11の6第1項及び第2項中「特別急行列車等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等相当額（第12条の11の13第4項において「特別料金等相当額」と

いう。)」に改め、「同項第1号」の次に「及び第2号」を加え、「「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」を「同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」に改める。

第12条の11の7を次のように改める。

第12条の11の7 削除

第12条の11の8中「第10条第4項第1号」を「第10条第4項」に、「職員等給料表」を「給料表」に、「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「における次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの
ア 条例第10条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居
イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第12条の11の9を次のように改める。

第12条の11の9 条例第10条第4項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、第12条の11の3各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者(国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は特定一般地方独立行政法人等の職員であつた者から人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者(次号において「人事交流等職員」という。))を除く。)のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつた者
- (2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第12条の11の10中「第10条第4項第1号」を「第10条第4項」に改め、「次に掲げる職員」の次に「(特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。))」を加え、同条第1号中「(以下この条において「通勤困難者」という。))」で、当該住居を「当該転居後の住居(次項に規定する特定住居を含む。))」に改め、「でその利用が第12条の11の5に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「以下この条」を「次号」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 次に掲げるやむを得ない事情により住居を移転した職員で、当該移転後の住居からの通勤のため、特急等利用を常例とするもの(当該住居の移転により、第12条の11の3各号のいずれかに該当するものに限り、前号に掲げる者を除く。)
ア 職員が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母(職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に住所を有する者に限る。)を介護すること。
イ 配偶者が、勤務する公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。)に伴い、所在する地域を異にする公署に勤務すること(同居する職員と配偶者が当該異動又は当該移転後も引き続き同居する場合に限る。))。
ウ 職員、配偶者又は職員若しくは配偶者の扶養親族たる子(配偶者又は職員若しくは配偶者の扶養親族たる子にあつては、職員が住居を移転した後において同居する者に限る。)が特定の医療機関(職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に所在する医療機関に限る。)において疾病又は負傷の治療を受ける必要があること。
エ 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(配偶者が職員でない場合にあつては、これらに

相当するものを含む。)に伴い、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居し、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育すること。

オ 住居を移転したことがやむを得ないと人事委員会が認める前4号に類する事情

(3) 新たに条例第3条第3項に定める給料表の適用を受ける職員となった者のうち、条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして第12条の11の8で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(次に掲げる職員で、第12条の11の3各号のいずれかに該当するものに限る。)

ア 新たに当該給料表の適用を受ける職員となった者(国家公務員、他の地方公共団体の公務員及び特定一般地方独立行政法人等の職員であった者から人事交流等により当該給料表の適用を受ける職員となった者(次号において「人事交流等専門的教育職員」という。))を除く。)のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者

イ 人事交流等専門的教育職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第12条の11の10に次の1項を加える。

2 「特定住居」とは、前項第1号に規定する転居(第2号において「単身赴任の解消」という。)の日以後に転居する場合における当該単身赴任の解消の日以後の転居後の住居(以下この項において「転居後の住居」という。)であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該単身赴任の解消の直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。))と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。))とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第12条の11の11及び第12条の11の12を次のように改める。

第12条の11の11及び第12条の11の12 削除

第12条の11の13第1項中「各号に掲げる」を「に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「この条及び第12条の13において」を削り、同条第2項中「離職し」を「離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。))に新たに職員等給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。))をし」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 条例第10条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等(第12条の10第3号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第10条第2項第2号に定める額(第12条の10第2号に掲げる職員に係るものを除く。))及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第12条の12の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。))が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第10条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第12条の12の2第1項中「第10条第6項」を「第10条第7項」に改め、同条第2項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第10条第6項」を「条例第10条第7項」に改め、同項第1号中「1箇月当たりの運賃等相当額等(第12条の10第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額。以下こ

の項において同じ。)が55,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円」に改め、「係る普通交通機関等」の次に「又は特別急行列車等」を、「同号の」の次に「規定による」を加え、「運賃等相当額が55,000円」を「通勤手当算出基礎額が150,000円」に、「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び特別急行列車等」に、「定期券の運賃等」の次に「及び特別料金等」を加え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び特別急行列車等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円）

第12条の12の2第3項を削り、同条第4項中「第10条第6項」を「第10条第7項」に、「前2項」を「前項」に改め、「あるときは、」の次に「人事委員会の定めるところにより」を加え、同項を同条第3項とする。

第12条の12の3第1項中「第10条第7項」を「第10条第8項」に改め、同項第1号中「、特別急行列車等」及び「当該特別急行列車等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加える。

第12条の13に次の1項を加える。

- 2 現に特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の支給を受けている職員について、月の初日から末日までの期間における特別急行列車等の利用の実情が任命権者の定める基準に満たないときは、その月の特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当又は特別料金等のうち往路若しくは帰路における額に相当する額は支給することができない。

第12条の15の2中「及び第3項」を削る。

第12条の15の5を次のように改める。

第12条の15の5 削除

第12条の15の6第1項を次のように改める。

条例第10条の2第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第12条の15の2に規定するやむを得ない事情とする。

第12条の15の6第2項第6号中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は特定一般地方独立行政法人等の職員であつた者から引き続き職員等給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「第12条の15の2」とあるのを「前項」に改め、「（人事交流等により職員等給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）」を削り、同項第7号を次のように改める。

- (7) 条例第3条第3項に定める給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、第12条の15の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが第12条の15の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

第12条の15の6第2項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第12条の15の8に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第12条の15の9中「ならない」の次に「。前条第3項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第12条の15の10第1項中「欠くに至った日」の次に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

第12条の17第2項中「合算した額」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を加え、同条第3項及び第4項中「職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第12条の18第2項中「受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を加え、同条第3項及び第4項中「職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

く。)」を加える。

第12条の19を次のように改める。

第12条の19 条例第11条の3第2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち、その特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該公署に異動し、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員で、指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないもの
 - (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち、指定日前に法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員で、指定日において、当該採用の日から起算して3年を経過していないもの
 - (3) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの
- 2 条例第11条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が同号に規定する異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に、前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (2) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に、前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に、前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第4号に規定する職員 人事委員会が別に定める期間及び額

第15条の3の2第1項第3号中「又は」の次に「同条第4項（育児休業条例第17条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第3号において同じ。）の規定による」を加え、同号ア中「（育児休業条例第17条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第4号中「採用された職員」の次に「（以下「特定任期付職員」という。）」を加え、「又は」の次に「同条第3項（育児休業条例第18条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第4号において同じ。）の規定による」を加え、同号ア中「（育児休業条例第18条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第2項中「第15条の3第3項第1号」を「第15条の3第3項」に改め、「勤務は、」の次に「同条第1項の」を加える。

第15条の3の3第1項に次の2号を加える。

- (3) 任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 6,000円
 - イ 4号給及び5号給 5,000円
 - ウ 2号給及び3号給 4,000円
 - エ 1号給 3,000円

(4) 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円

イ 5号給 5,000円

ウ 2号給から4号給まで 4,000円

エ 1号給 3,000円

第15条の3の3第2項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、条例第15条の3第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第15条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第15条の3第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

第17条第6項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、「100分の200」を「100分の300」に、「100分の240」を「100分の360」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の157.5」に、「100分の125」を「100分の187.5」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 特定任期付職員 100分の240

附則別表第2を次のように改める。

附則別表第2（附則第10項関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
	円	円
1年未満	36,120	42,000
1年以上2年未満	36,120	42,000
2年以上3年未満	36,120	42,000
3年以上4年未満	36,120	39,200
4年以上5年未満	36,120	36,400
5年以上6年未満	36,120	33,600
6年以上7年未満	34,860	30,100
7年以上8年未満	33,600	26,600
8年以上9年未満	32,340	23,100
9年以上10年未満	31,080	19,600
10年以上11年未満	29,820	16,100
11年以上12年未満	28,560	12,600
12年以上13年未満	27,300	9,100
13年以上14年未満	26,040	5,600
14年以上15年未満	25,060	2,100
15年以上16年未満	24,080	
16年以上17年未満	23,100	
17年以上18年未満	22,120	
18年以上19年未満	21,140	
19年以上20年未満	20,160	
20年以上21年未満	19,180	

21年以上22年未満	18,760	
22年以上23年未満	18,340	
23年以上24年未満	17,640	
24年以上25年未満	17,220	
25年以上26年未満	16,800	
26年以上27年未満	16,380	
27年以上28年未満	15,960	
28年以上29年未満	15,400	
29年以上30年未満	15,190	
30年以上31年未満	14,910	
31年以上32年未満	14,490	
32年以上33年未満	13,860	
33年以上34年未満	13,230	
34年以上35年未満	12,740	
備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第6条の7各号の職員となった日以後の期間を示す。		
2 この表において、「2項職員」とは第6条の5第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。		

別表第4を次のように改める。

別表第4（第6条の10関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2項職員	3項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	60,000
1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	60,000
2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	60,000
3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	56,000
4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	52,000
5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	48,000
6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	49,800	43,000
7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	48,000	38,000
8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	46,200	33,000
9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	44,400	28,000
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	42,600	23,000
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	40,800	18,000
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	39,000	13,000
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	37,200	8,000
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	35,800	3,000
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	34,400	
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	33,000	

17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	31,600	
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	30,200	
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	28,800	
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	27,400	
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	26,800	
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	26,200	
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	25,200	
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	24,600	
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	24,000	
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	23,400	
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	22,800	
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	22,000	
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	21,700	
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	21,300	
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	20,700	
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	19,800	
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900	
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200	

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第6条の7各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において、「1項職員」とは第6条の5第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第6条の5第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員及び同項第3号の職のうち人事委員会が認める職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職（人事委員会が認める職を除く。）を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

別表第5中 「 都府県 支給地域 」 を

「 支給地域 」 に、「5級地」を「4級地」に改め、同

表の備考中「都府県、支給地域」を「支給地域」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則別表第2及び別表第4の改正規定は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）附則別表第2及び別表第4の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和10年3月31日までの間における地域手当)

2 令和10年3月31日までの間における条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、改正後の規則第11条の3第1項の規定にかかわらず、附則別表第1に掲げる地域とする。

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年島根県条例第3号。以下「令和7年改正条例」という。）附則第7項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 20パーセント級地 100分の20
- (2) 16パーセント級地 100分の16
- (3) 15パーセント級地 100分の15
- (4) 14パーセント級地 100分の14
- (5) 13パーセント級地 100分の13
- (6) 12パーセント級地 100分の12
- (7) 11パーセント級地 100分の11
- (8) 10パーセント級地 100分の10
- (9) 9パーセント級地 100分の9
- (10) 8パーセント級地 100分の8
- (11) 7パーセント級地 100分の7
- (12) 6パーセント級地 100分の6
- (13) 5パーセント級地 100分の5
- (14) 4パーセント級地 100分の4
- (15) 3パーセント級地 100分の3
- (16) 2パーセント級地 100分の2
- (17) 1パーセント級地 100分の1

4 令和7年改正条例附則第7項後段の人事委員会規則で定める地域手当の級地は、附則別表第1に定めるとおりとする。

附則別表第1（附則第2項及び第4項関係）

都府県	支給地域	級地
東京都	特別区	20パーセント級地
大阪府	大阪市	16パーセント級地
広島県	広島市	9パーセント級地

備考 この表に掲げる都府県、支給地域及び級地の区分（以下「支給地域等」という。）以外の支給地域等については、人事院規則9—49（地域手当）附則第2条及び第4条の例によるものとし、当該例によることとされる支給地域等がこの表に掲げられているものとみなす。

（扶養手当に関する令和7年改正条例附則第6項の規定が適用される間の読替え）

5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、改正後の規則第7条中「条例第8条第1項に規定する」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年島根県条例第3号）附則第6項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第8条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の9級に相当する職員として」と、改正後の規則第7条の2及び第7条の3中「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、改正後の規則第8条第1項中「新たに条例」とあるのは「新たに読替え後の条例」と、改正後の規則第9条の2及び第9条の3第1項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

（扶養手当に関する行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員）

6 令和7年改正条例附則第6項の規定により読み替えられた条例第8条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の8級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、改正後の規則第7条及び第7条の3に規定する職員とする。

(通勤手当に関する経過措置)

7 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に改正後の規則第12条の11の3第2号又は第12条の11の10第2号エに規定する要件を具備した者に関する改正後の規則第12条の3及び第12条の12の規定の適用については、改正後の規則第12条の3中「速やかに」とあるのは「職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和7年島根県人事委員会規則第1号。第12条の12において「改正規則」という。)の施行の日以後速やかに」と、改正後の規則第12条の12第1項ただし書中「これに係る事実の生じた日」とあり、及び同条第2項中「その事実の生じた日」とあるのは「改正規則の施行の日」とする。

8 改正後の規則第12条の11の8の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

(暫定再任用職員への特地勤務手当等に関する経過措置)

9 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年島根県条例第30号。第11項において「令和4年改正条例」という。)附則第9項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)は、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員(第11項及び第12項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、改正後の規則第12条の17第2項から第4項まで及び第12条の18第2項から第4項までの規定を適用する。

10 暫定再任用職員に対する改正後の規則第12条の19の規定の適用については、同条第1項第2号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは「令和4年改正条例附則第6項、第7項又は第11項から第16項まで」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第6項、第7項又は第11項から第16項までの規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、改正後の規則第12条の19第1項第3号及び同条第2項第2号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年島根県条例第30号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。)」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

11 改正後の規則第12条の19第1項第2号の規定は、施行日以後に法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第6項、第7項若しくは第11項から第16項までの規定(次項において「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項等の規定」という。)による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

12 改正後の規則第12条の19第1項第3号の規定は、施行日以後に法第22条の4第1項又は第22条の5第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が施行日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第2号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の表第14号中「看護」を「看護等」に改め、「感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話又は」を削り、「小学校就学の始期に達するまでの子に限る。)の世話をを行う」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。)の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは

保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第3号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「昇給号給数表」を「アの表」に改め、「に掲げる号給数」の次に「（行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が8級以上であるもの又は第30条の2各号に掲げる職員にあっては、別表第32に定めるイの表のC欄に掲げる号給数）」を加える。

第30条中「第4条第7項」を「第4条第7項第1号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員）

第30条の2 条例第4条第7項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
- (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- (3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

別表第8備考中4を削り、5を4とし、6を5とする。

別表第9備考5を削る。

別表第10備考以外の部分を次のように改める。

海事職給料表級別資格基準表

職 種		職務の級 学歴免許	1 級	2 級	3 級	4 級
船舶の種類	職 名					
中型船舶（1種）	船 機 関 長 長	大学卒		0	5	4
		短大卒		0	5	9
	一 等 航 海 士 士 一 等 機 関 長 長 通 信 士 長	大学卒			5	別に定める
		短大卒		2.5	5	
		高校卒	0	2.5	8	
		中学卒	0	5	5	
	二 等 航 海 士 士 二 等 機 関 長 長 船 舶 通 信 士	大学卒			5	別に定める
		短大卒		0	5	
		高校卒	0	2.5	8	
			2	別に定める	別に定める	
			0	2.5	10	
			2	別に定める	別に定める	
		0	2.5	10		

		高校卒	0	5	別に定める		
				5			
	各 長	中学卒	2		別に定める	別に定める	
			4				
中型船舶（2種）	船機関長	大学卒		5	別に定める	別に定める	
				0			
	短大卒		5	別に定める	別に定める		
			0				
	一 等 航 海 士 一 等 機 関 士 通 信 長	大学卒		0	別に定める	別に定める	
		短大卒	0	2.5			
		高校卒	0	2.5			
		中学卒	2	5			
	航 海 士 機 関 士 船 通 信 士	大学卒		0	別に定める	別に定める	
		短大卒	0	2.5			
		高校卒	0	2.5			
		中学卒	2	5			
	各 長	中学卒	4		別に定める	別に定める	
	小 型 船 舶	船機関長	中学卒		10	別に定める	別に定める
				4	14		
中型船舶（1種） 中型船舶（2種）	各 員	中学卒	4	別に定める	別に定める		
小 型 船 舶	各 長	中学卒	4	別に定める	別に定める		
各 員	中学卒	4	別に定める	別に定める			

別表第13備考2中「、大学4卒に該当する者にあつては職務の級3級欄に掲げる必要経験年数は4年とし」を削り、「当該必要経験年数は0.5年」を「、当該必要経験年数は1.5年」に改める。

別表第14備考を次のように改める。

備考 本表の適用を受ける保健師、看護師及び准看護師の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（保健師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第16を次のように改める。

別表第16

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体職員、	職員としての職務にその経験が直接役立つと認	10割

政府関係機関職員、外国政府職員又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	められるもの（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	
	その他のもの	10割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数の範囲内とする。）		10割以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められるもの	10割以下
	その他のもの	5割以下

別表第20中

船 員	短 大 卒	1 級27号給
	高 校 卒	1 級17号給
	中 学 卒	1 級 5 号給
	各 長	高 校 卒

を

船 員	短 大 卒	1 級15号給
	高 校 卒	1 級 5 号給
	各 長	高 校 卒

に

各 員	高 校 卒	1 級15号給	を	各 員	高 校 卒	1 級 3 号給	に改める。
-----	-------	---------	---	-----	-------	----------	-------

別表第25から別表第32までを次のように改める。

別表第25（第22条関係）

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	

13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		

53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					

93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

別表第26（第22条関係）

公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1

4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5

44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		

84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51				
87	75	75	63	52				
88	76	76	64	52				
89	77	77	65	53				
90	78	78	66	53				
91	79	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					

124	100	103	92				
125	101	103	92				
126		104	92				
127		104	92				
128		104	92				
129		105	92				
130		105	92				
131		105	92				
132		106	92				
133		106	93				
134		106	93				
135		107	93				
136		107	93				
137		107	93				
138		108	94				
139		108	95				
140		108	96				
141		109	96				
142		109					
143		110					
144		110					
145		111					

別表第27（第22条関係）

海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1

15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	2
19	1	1	1	3
20	1	1	1	4
21	1	1	1	5
22	1	2	2	6
23	1	3	3	7
24	1	4	4	8
25	1	5	5	9
26	2	6	6	10
27	3	7	7	11
28	4	8	8	12
29	5	9	9	13
30	6	10	9	14
31	7	11	10	15
32	8	12	10	16
33	9	13	11	17
34	10	14	11	18
35	11	15	12	19
36	12	16	12	20
37	13	17	13	21
38	13	17	13	22
39	13	17	14	23
40	14	18	14	24
41	14	18	15	25
42	14	18	15	25
43	15	19	16	25
44	15	19	16	25
45	15	19	17	26
46	16	20	18	26
47	16	20	19	26
48	16	20	20	26
49	17	21	21	27
50	17	21	21	27
51	17	21	22	27
52	17	22	22	27
53	17	22	23	28
54	18	22	23	28

55	18	22	24	28
56	18	23	24	28
57	18	23	25	29
58	18	23	25	29
59	19	23	25	30
60	19	24	25	30
61	19	24	26	31
62	19	24	26	31
63	19	24	26	32
64	20	25	26	32
65	20	25	27	32
66	20	25	27	32
67	20	26	27	32
68	20	26	27	33
69	21	27	28	33
70	21		28	33
71	22		28	33
72	22		28	33
73	23		29	34
74			29	34
75			29	34
76			29	34
77			30	34
78			30	35
79			30	35
80			30	35
81			30	36
82			30	
83			31	
84			31	
85			31	
86			31	
87			31	
88			31	
89			32	
90			32	
91			32	
92			32	
93			32	
94			32	

95			33	
96			33	
97			33	

別表第28（第22条関係）

研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4

34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	

74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		

114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

別表第29（第22条関係）

医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3

29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5

69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

別表第30（第22条関係）

医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1

20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	

60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		
79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		
82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		

100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

別表第31 (第22条関係)

医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6

27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	

67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		

107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				

147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

別表第32（第29条関係）

昇給号給数表

ア 行政職給料表7級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

- この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第30条の2各号に掲げる職員以外の職員に適用する。
- この表に定める上段の号給数は条例第4条第7項第1号の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同号の規定の適用を受ける職員に適用する。

イ 行政職給料表8級以上職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第30条の2各号に掲げる職員に適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)に昇格又は降格(以下この項において「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第22条又は第23条の規定を適用する。
(選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整)
- 3 切替日前に選考(切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限り。)の結果に基づいて新たに職員となった者でこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第9条第3号の規定により職務の級を決定されたものその他人事委員会の定めるこれに準ずる者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(雑則)
- 4 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第4号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和31年島根県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第14条」に改める。

第3条の表第14号中「看護」を「看護等」に改め、「感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話又は」を削り、「小学校就学の始期に達するまでの子に限る。)の世話をを行う」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。)の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第5号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成15年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。

第6条中「第5条」を「第3条」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第6号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「、条例第9条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第7号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第9号中「であつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同項第16号中「看護」を「看護等」に改め、「感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話又は」を削り、「小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）の世話をを行う」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をする」に改め、同項に次の1号を加える。

(17) 職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項第8号、第9号及び第12号に掲げる場合を除く。）

1の年度において、週の期間により勤務日が定められている者にあつては次の表の左欄に掲げるその者の1週間当たりの勤務時間又は1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間により勤務日が定められている者にあつては同表の中欄に掲げるその者の1週間当たりの勤務時間又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数の範囲内の期間

1週間当たりの勤務時間又は1週間の勤務日の日数	1週間当たりの勤務時間又は1年間の勤務日の日数	日数
29時間以上又は5日以上	29時間以上又は217日以上	10日
4日	169日から216日まで	7日
3日	121日から168日まで	5日
2日	73日から120日まで	3日

1日

48日から72日まで

1日

第6条第2項第4号中「看護」を「看護等」に改め、「感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話又は」を削り、「小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）の世話をを行う」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）の世話若しくは学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をする」に改め、同項第5号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同項中第13号を削り、第14号を第13号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第8号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和4年島根県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則第9項の前の見出しを削り、同項及び附則第10項を削る。

附則第11項の前の見出しを削り、同項及び附則第12項を削る。

附則第8項の次に次のように加える。

9から12まで 削除**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。